

## 女性差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府のフォローアップ

(CEDAW/C/JPN/CO/7-8/Add.1)

2018年4月5日

<途中省略>

### 固定的な性別役割分担及び有害な実践

27. アイヌ、部落(同和)、在日コリアン及び移住者の女性などの民族的、またはその他のマイノリティ女性に対する攻撃を含む性的差別的発言、人種的優位性や人種的嫌悪を煽るようなプロパガンダを禁止し、また制裁を課す法律を制定すること。(パラ21(d)参照)

28. アイヌ、部落、在日コリアン、及び移住者の女性に対する差別的ジェンダースtereotype(社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担)及び偏見を根絶するために取られた措置の影響を独立した専門機関が定期的にモニターし評価すること。(パラ21(e)参照)

29. 以下に第7及び8回の政府報告書が提出された2014年1月から2018年3月までの期間に起こったパラ21(d)(e)に関する展開及び日本政府の取り組みをまとめる。

### 人権教育、啓発教育、また第四次男女共同参画基本計画に基づくその他の取り組み

#### 一般

30. 男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会を推進するための総合的かつ長期的基本方針として、2015年12月25日に第四次男女共同参画基本計画が内閣によって策定された。

31. 第四次男女共同参画基本計画は、日本に住んでいるまたは働いている外国人やアイヌ民族であること、または部落問題に加え、女性であるがゆえに複数の困難に直面した場合、人権尊重という観点からの考慮が必要であると定めている。基本計画は男女平等の観点から、様々な困難な状況に置かれた女性たちが自信を持って生きられる環境を作る努力をすると定めている。

32. 基本計画などに基づき、関係省庁及び機関は、例えば人権教育の促進や啓発活動、人権侵害が行われたと特定された侵犯事件に対する救済の促進、法務局人権相談窓口や地方法務局でのカウンセリング体制の強化に取り組んでいる。法務局人権相談窓口は、女性からの人権相談に対応する女性の人権ボランティアやスタッフを置くなどしてカウンセリングがより簡単に受けられるような体制作りに取り組んでいる。また必要であれば関係団体と緊密に連携、協力するよう取り組んでいる。

33. 日本では、人権教育と人権啓発活動に関係する取り組みをさらに推進するために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年12月に制定された。この法律は人権教育と人権啓発活動に関する基本原則と、政府、地方自治体、そして市民のそれぞれの義務を明らかにするものである。この法律に基づき、総合的かつ系統的な人権教育及び啓発の促進を目的とした人権教育及び人権啓発活動についての基本計画が閣議決定された。この基本計画では女性、部落問題、アイ

又民族そして外国籍住民に関する諸問題について人権問題として触れ、基本計画に基づきこれらの問題について対処するために適切な措置が取られている。

#### 移住女性を含む、外国籍の住民に対する偏見と差別を根絶のための人権教育及び人権啓発活動

34. 外国籍の女性が、言語、文化、価値観の違い、また特に女性であるがゆえに複数の追加的な困難に直面する問題については、教育、住宅、就労支援、法務、及び外国籍の住民のための様々な仕組みに関する多言語での情報提供やカウンセリングサービス、また外国籍の子どもへの支援などを行うなどの対策が講じられている。

35. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は外国籍の被害者についても対応している。外国籍の被害者を支援し、被害者が救済と保護を速やかに得られるように内閣府は外国籍の被害者に関する広報資料を用意し、関係諸機関に配布している。また、ウェブサイト上で配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報を外国語でも提供している。また配偶者暴力相談支援センターでも外国語で対応できるカウンセラーを置くなどの努力がなされている。

36. 厚生労働省では被害者の安全確保を第一の優先事項と位置づけ、被害者の様々な状況に応じて必要な支援を行うために、婦人相談所の一時保護所が研修や外国籍の人のための専門通訳の育成を行なっている。

37. 外国籍の住民に関する人権問題については、人権相談の必要性に応え、法務省は全国の50の法務局と地方法務局で外国籍の人びとのための人権相談センターを設置している。このセンターでは6カ国語(英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語)で対応が可能である。また上記6ヶ国語での外国語人権ホットラインや英語と中国語でのインターネット外国語人権相談を提供している。

38. 文部科学省は、学校教育において、どんな人に対しても差別をしないなどの人権意識と尊重を向上させる教育を促す努力をしている。文部科学省の取り組みの中には、様々な学校がそれぞれの教育目標を実現するために行う課外活動を通じて子どもや学生に社会生活を送る上で必要な一定の知識、技術、そして態度を植え付けることも含まれている。文部科学省はまた、外国籍の生徒のために地方自治体が日本語学習や支援体制作りを行う支援を行なっている。

39. 日本に住む外国籍の住民が安全に、安心して生活を送るために必要な日本語を習得し、また彼女たちが日本社会の一員として生活を送るように、文化庁は日本語学習を推進する目的で「外国人生活者」のための日本語教育プログラムを実施している。このプログラムでは、日本語教育に関するノウハウを持たない地方自治体にアドバイザーを派遣する支援や、日本語教育促進に貢献する地域の優れた日本語教育、研修を支援するなどを行なっている。

#### 人権課題に関する政策の実施についての定期的なチェック

40. 第四次男女共同参画基本計画に基づき、内閣府男女共同参画局は男女平等社会の成立の妨げとなる要因によって引き起こされた人権侵害の被害者に対する救済に関わる制度の調査など行ってきた。内閣府男女共同参画局はこの調査を男女共同参画会議に報告し、調査結果を公表した。参画局は男女共同参画白書において女性の人権に関わる政策の実施状況についても触れている。

41. 上記の調査によれば、2016年に女性の人権ホットラインに寄せられた相談は19,306件で、その内容は暴力虐待、セクシャルハラスメント、ストーキングなどが含まれていた。人権機関も2016年に女性の被害者が関わる人権相談を7730件取り扱い、その中で女性が被害者の人権侵害ケースは2285件あった。

42. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第8条に基づき、政府は人権教育及び人権啓発に関する施策について毎年国会に報告する義務がある。

43. 女性、部落差別を含む同和問題、外国籍の人に対する人権問題などの課題についての市民の意識及びそれらの問題解決のための方法を確かめるため、内閣府は2017年に人権推進及び保護に関する世論調査を実施した。調査によって得られた知見を人権課題解決のための政府の今後の政策に生かしている。

#### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法の実施を含むいわゆるヘイトスピーチ問題の根絶のための取り組み

44. 日本では、特定の民族集団や国籍の人びとを除外するような差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会の関心を集めている。この問題及びその他の要因を受けて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法が2016年6月に施行された。

45. この法律は日本国外の出身者に対する不当な差別的言動が許容されないことを宣言したもので、一般の人びとにその意識を広め、人権教育と人権啓発活動を通じて一般の人びとの理解と協力を促進し、差別的言動の解消に向けた取り組みを強化するために制定された。この法律は基本理念を明示し政府の責任を明確にすることなどを目的としており、また差別的言動の解消に関する取り組みに関する基本的な方策を提示、推進することを目指している。

46. 法務省は特定の民族集団や国籍の人びとに対する不当な差別的言動は認められないという事実に関する啓発活動を行っており、このような言動の被害者のための相談体制作り、及び外国語での人権相談の利便性の向上に取り組んでいる。

#### **部落差別の解消の推進に関する法律の施行を含む同和問題(部落差別)解決のための取り組み**

47. 部落差別の解消の推進に関する法律は2016年12月に制定、施行された。

48. この法律は部落差別のない社会の実現を目指し、部落差別の解消に関する基本原則、政府と地方自治体の責任を明確化し、相談体制を増大するなどを通じて部落差別の解消を推進するものである。

49. 部落差別を含む同和問題に関する差別的態度を解消するため、法務省は様々な啓発活動、人権相談、人権侵害事案の訴訟手続きや調査などを通じて部落差別被害の救済とその防止に努めてきた。法律の施行以来、法律の趣旨に従い、法務省はこれらの活動を継続的に実施し、法律の周知と相談体制の充実に努めている。

#### **アイヌに関する政策**

50. アイヌの人びとのアイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現と彼らの社会的地位の向上を目指し、政府はアイヌの文化の推進、アイヌの伝統などに関する知識や意識の普及、またアイヌの人びとの生活の向上を図る総合的な政策を遂行している。具体的には、官房長官が開催する「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。懇談会のメンバーはアイヌの代表者を含み(2018年5月の段階では14人のメンバーのうち3名が女性)、アイヌの人びとの意見を取り入れつつ、民族共生象徴空間の設立に関するプロジェクトなどの取り組みを進めている。

51. 法務省も法務局及び日本全土の地方法務局においてアイヌの人びとに関する人権問題を含む様々な人権相談事案に対応している。